未ら來る(フリーローン)

保証機関＝一般社団法人しんきん保証基金

商品名（名称または愛称）

未ら來る（フリーローン）

ご利用いただける方

➢当金庫の営業区域内に居住または勤務されている方
➢満20歳以上の方
➢安定継続した収入がある方

お使いみち

お使いみち自由で、事業性資金・旧債務返済資金にもご利用頂けます

ご融資金額

500万円以内

ご融資期間

ご融資期間は10年以内

ご融資利率

ご融資利率は5段階の設定があり審査により決定します

⇓詳しくは商品概要をご覧ください。⇓

商品概要

項　目	内　容
名称または愛称	フリーローン「未ら來る（ミラクル）」
ご利用になれる方	次のすべての条件を満たす個人のお客様 ➢当金庫の営業区域内に居住または勤務されている方 ➢満20歳以上の方で、完済時の年齢が満75歳以下であるもの ➢安定継続した収入がある方 ➢一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方
お使いみち 交付の方法	➢お使いみち自由で、事業性資金・旧債務返済資金にもご利用頂けます。 ➢お申込人名義の口座へ入金します。
ご融資金額	500万円以内で、1万円単位とします。 ＊但し、本件お申込金額を含めた一般社団法人しんきん保証基金の保証付ローン残高について、すべて合算し3,000万円を限度とします。
ご融資形式 ご融資期間	➢形式は、証書貸付です。 ➢ご融資期間は10年以内で、ご融資日から10年目の応当日の属する月の末日までを限度とします。
ご融資利率	➢固定金利（ご融資時の金利を完済まで適用）です。 ➢ご融資利率は、5段階の設定があり審査により決定します。 ＊お申込日の金利が適用されます。金融情勢の変化等により、変更させて頂く場合があります。現在の金利については、窓口でお問合わせください。 ➢利息は後取方式で計算し、約定返済日に元金とともにご指定の口座からお支払頂きます。
ご返済方法	➢毎月元金または元利金均等割賦返済とし、ご融資金額の50%以内であれば6ヶ月毎のボーナス返済併用も可能です。 ➢元金返済の据置期間は6ヶ月以内となります。 ➢一括返済方式のお取扱いはしておりません。
遅延損害金	約定返済を遅延された場合、その元金に対して年利率15.00%、1年を365日とする日割り計算で損害金を頂きます。
ご融資保証料	このローンの保証機関である一般社団法人しんきん保証基金へ、ご融資金額・ご融資期間に応じた保証料をお支払頂きます。保証料は利息に含まれており、「保証料後払方式」となります。詳しくは窓口でお問合わせください。
担保・連帯保証人	一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用頂きますので必要ありません。
手数料	事務手数料として1件につき1,100円(消費税込)を頂きます。
お申込方法 お問合せ先	窓口係もしくは渉外係にお申出ください。
お申込に必要な	①　ご本人であることを確認できる書類

書類等	➢原則、運転免許証表裏の写し 運転免許証を徴求できない場合は、次のいずれかを写しが必要です。 個人番号カード（表のみ）、パスポート、健康保険証(注)、顔写真付住民基本台帳カード(表裏)・運転経歴証明書(表裏) (注)健康保険証を徴求する場合は、保証基準とは別に、住民票抄本や公共料金の領収書の提示が必要となります。 ② 年収を確認できる書類（申込金額が300万円未満の場合は不要です。） ➢公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書（控）、年金決定通知書・年金額改定通知書の写し ＊お申込人のみの収入にて審査いたしますので、所得合算はできません。 ＊保険外交員の方などの支払調書は対象外とします。 ③ この他、当金庫で必要と認めた書類をご提出頂く場合があります。また、当金庫所定の契約書等を差入れて頂きます。 ④返済される口座のお届け印
その他参考事項	➢お申込に際しましては当金庫所定の審査をさせて頂きます。その結果によっては、ご希望に沿えない場合もございます。 ➢このローンは天草信用金庫の融資商品です。お客様のご融資につきまして保証機関である一般社団法人しんきん保証基金は、当金庫に対し保証をすることになります。 ➢お申込にあたってお客様の個人情報は当金庫及び一般社団法人しんきん保証基金の加盟する個人信用情報機関に登録されます。 ➢WEB完結型もお取扱いしております。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話：0969-24-1177）へお申出ください。 紛争解決措置 熊本県弁護士会紛争解決センター（9時～17時、電話：096-325-0913）で紛争の解決を図ることも可能です。 また、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫 営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）へ直接お申出ください。 上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)へ直接お申出頂くことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用頂けます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所へお問合せください。

夢・希望・未来
天草信用金庫